

財団法人高岡市民文化振興事業団寄附行為

平成 2 年 3 月 31 日 県教育委員会指令教教総第 81 号
改正 平成 5 年 2 月 1 日 県教育委員会指令教教総第 24 号
改正 平成 11 年 10 月 26 日 県教育委員会指令教教総第 378 号
改正 平成 16 年 6 月 11 日 県指令生文第 5034 号
改正 平成 18 年 2 月 27 日 県指令生文第 1031 号
改正 平成 20 年 4 月 17 日 県指令文振第 1143 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人高岡市民文化振興事業団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を高岡市古城 1 番 3 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、文化事業及び生涯学習に関する事業の推進並びに文化施設の管理及び運営を通じて、市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の文化活動の振興及び教養の普及向上に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) 高岡市の設置する文化施設の管理及び運営に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第 8 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定める場合を除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を得て、当該年度開始前に富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を得て、当該事業年度終了後60日以内に富山県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更のあったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員の種類、選任等)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 3人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長は、理事会において理事の互選により定める。

4 副理事長及び専務理事は、理事会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、登記事項証明書を添えてその旨を富山県知事に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を富山県知事に届け出なければならない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長又は副理事長を補佐してこの法人の常務を掌理する。

4 理事長とこの法人との利益が相反する事項については、副理事長のうちから理

事会において選任された者がこの法人を代表する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。

（役員任期）

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員報酬等）

第 18 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（役員解任）

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得て、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 5 章 理事会

（構成）

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 21 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。

（招集）

第 22 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事現在数の 2 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した文書をもって、少なくとも開催日の 14 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

（議長）

第 23 条 理事会の議長は、理事長とする。

（定足数）

第 24 条 理事会の会議は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 25 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

（書面表決等）

第 26 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任

者は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

- 2 緊急の必要がある事項又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第28条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 評議員会

(設置)

第29条 この法人に評議員10人以上15人以内をもって構成する評議員会を置く。
(権能)

第30条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じてこの法人の運営に関する基本的な事項について審議し、理事長に助言する。

(会議の運営)

第31条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

- 2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員がこれを互選する。
- 3 第22条第3項及び第24条から第27条までの規定は、評議員会について準用する。

(評議員)

第32条 評議員は、理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 第17条及び第19条の規定は、評議員について準用する。
- 4 評議員には、費用を弁償することができる。

第7章 顧問等及び事務局

(顧問及び参与)

第33条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、この法人の事業運営上必要な事項につき理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 36 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得て解散することができる。
- 2 解散のときに存する残余財産は、高岡市に帰属するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

- 第 37 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県教育委員会の許可のあった日から施行する。
(平成 2 年 3 月 31 日県教育委員会指令教教総第 81 号)
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 12 条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるものとする。

附 則

この寄附行為の一部変更は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成 5 年 2 月 1 日県教育委員会指令教教総第 24 号)

附 則

この寄附行為の一部変更は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成 11 年 10 月 26 日県教育委員会指令教教総第 378 号)

附 則

この寄附行為の一部変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。
(平成 16 年 6 月 11 日県指令生文第 5034 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為の一部変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。
(経過措置)
- 2 この寄附行為の変更の知事の認可のあった日(以下「認可日」という。)の前日において役員である者は、変更後の財団法人高岡市民文化振興事業団寄附行為(以下「新寄附行為」という。)第 15 条第 2 項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、新寄附行為第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 3 認可日の前日において理事長である者は、認可日に、新寄附行為第 15 条第 3 項の規定により理事長として互選されたものとみなす。
- 4 認可日の前日において副理事長又は専務理事である者は、それぞれ、認可日に、新寄附行為第 15 条第 4 項の規定により副理事長又は専務理事として選任されたものとみなす。

(平成 18 年 2 月 27 日県指令生文第 1031 号)

附 則

この寄附行為の一部変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。
(平成 20 年 4 月 17 日県指令文振第 1143 号)